

第3回 泉陽中学校・森中学校統合準備会

日時：令和元年8月29日（木）午後7時00分～

会場：泉陽中学校 3年生教室（教育分野）

1年生教室（通学分野）

ランチルーム（全体会）

1 開会

2 分野別検討

（1）教育分野について P 1～28

（2）通学分野について P 29～31

3 全体会・・・分野別の検討及び状況報告

（教育分野）

（通学分野）

（PTA分野） P 32

（事務分野） P 33～35

4 連絡事項

次回統合準備会の予定

日時：令和元年10月21日（月）午後7時00分～

会場：森中学校

5 閉会

教育分野

第3回 泉陽中学校・森中学校統合準備会

日時：令和元年8月29日（木）午後7時00分～

会場：泉陽中学校 3年生教室（教育分野）

1 委員長あいさつ

2 協議

（1） 教育分野における検討事項

- ・ 統合に向けての生徒の様子 P 2～ 3
- ・ 学校防災計画について P 5～27
- ・ 学校用品等の対応について P 28
- ・ 予算の対応について

（2） その他

3 閉会

1 年生

1番	2番	題
語り高き 先輩の意思□世につなぐ 天方三倉□僕ら泉陽 伝統続く□泉祭 地域の活気□陽光祭 この場所で□僕らは学び つないでく 伝えよう□この歌にのせ あふれだす□思いを込めて 僕たちを□育ててくれた 泉陽に今□ありがとう	この場所は 豊かな自然に□囲まれて 水と空気が□澄んでいる ふと見れば□緑広がる 響き渡る□鳥のさえずり この場所で□僕らは学び 歩みだす 伝えよう□この歌にのせ あふれだす□思いを込めて 僕たちを□育ててくれた 泉陽に今□ありがとう	泉陽に今□ありがとう(仮)

2 年生

1番	2番	題
多くの人に□見守られ 大きくなった 優しく□時には厳しく 支えてくれた 力を合わせ□助け合い 僕らが繋ぐ□絆の糸 みんなと共に□夢を描こう この胸に刻む□みんなの思 い出 たくさんありがとう 今届けよう	豊かな緑に□囲まれて 大きくなった 優しく□落ち込む僕らを 包んでくれた 綺麗な水に□住む魚 きらきら光る□川の波 みんなと共に□自然を守ろう 山いっぱい緑□僕らの宝物 自らのあの景色 みんなに届けよう IOMに溢れる□僕らの物語 輝く未来へ□今歩みだそう その一歩を	「HOPE」(仮)

3 年生

1番 春風に舞う□花びらが 夢と希望に□包まれた 緑の山と 雲が漂う□夏の空 真っ赤に染まる□秋空に 僕らの気持ち□映し出す 山々に降る□粉雪が 想いとともに□積みゆく ぼくらを包む□緑たち 共に□育った 築いた□この日々 未来へ□繋げたい	2番 夏の日差しが□見守る中 仲間とともに□思いかけ 戦いぬいた きつと僕らは□忘れない 木々が色付く□校庭で 僕らの個性□耀いた キセキ起こした□あの友と 歌声響け□大空へ 行事に燃えた□熱い日々 友と□つくった 僕らが□歩んだ 想い出□残したい	題 いつまでもそばに□Memory of SENYO
--	--	-------------------------------

資料 2



資料 3



平成31年度

学校消防・防災計画



森町立森中学校

周智郡森町天宮888番地の1

TEL 0538-85-3124

FAX 0538-85-3125

<学校消防・防災計画>

1 目的及び適用範囲

この計画は、森町立森中学校における防火管理業務について必要な事項を定め、火災、震災、その他の災害の予防及び生徒の人命の安全並びに被害の極限防止を図ることを目的とする。

また、土砂災害防止法第8条の2第1項に基づき、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

2 組織の編制及び任務

(1) 自衛消防組織は、学校長を自衛消防隊長に、防火管理者を副隊長とし以下のように編制し、任務にあたる。

係別	役割分担	火災時の任務概要
通報連絡係	教頭	1 消防機関への通報及びその確認 2 校内への報知及び避難状況等の把握
避難誘導係	各学級担任	1 生徒の安全な避難誘導とその管理 2 消防隊到着時の生徒の事故防止
防護安全係	教頭	1 使用中の電気、ガス、危険物等の安全措置 2 防火戸の閉鎖
救助係	各学年主任	1 避難終了後の検索 2 残留者の救出
初期消火係	教務主任	1 火災の初期消火
応急救護係	養護教諭	1 負傷者の応急処置
搬出係	事務主任 用務員	1 非常持ち出し品の搬送及びその管理

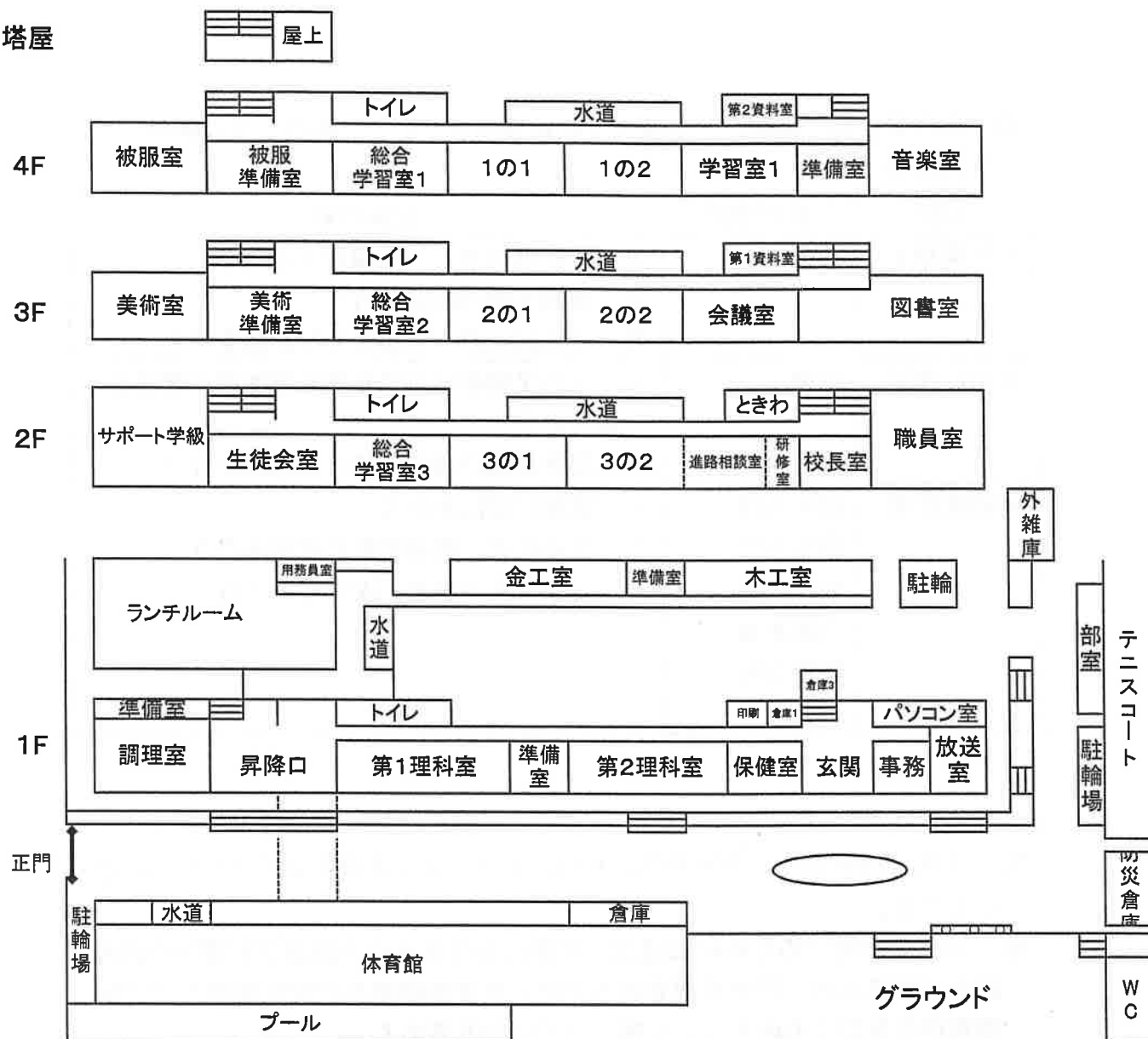
- (2) 土砂災害時の編制は、学校長を統括管理者として、次のように編制し、任務にあたる。

係別	役割分担	任務内容
統括管理者	校長	1 各係員に対し、指揮命令を行う。 2 避難情報の把握を行う 3 各係員に対する教育及び訓練を行う
情報伝達係	教頭	1 土砂災害時における気象情報等の情報収集を行う 2 関係者及び関係機関との連絡を行う
避難誘導係	教務主任 学年主任 学級担任 養護教諭 事務主任 用務員	1 避難誘導にあたる 2 未避難者、要救助者の確認を行う 3 避難用具の設定、操作にあたる

3 管理組織

- (1) 予防管理組織は、火災予防のための組織、自主点検を実施するための組織とする。
- (2) 火災を予防するための組織は、平素における火災予防及び地震時の出火防止を図るため、防火管理者のもとに、各普通教室及び特別教室ごとに管理責任者をおくものとし、＜表 1＞のとおり定める。
- (3) 自主点検、検査を実施するための組織は、消防用設備及び建物、火気使用設備器具、電気設備等について適正な機能を維持するため、定期に点検検査を実施するものとし、点検資格者及び自主点検を＜表 2＞のとおり定める。

塔屋



番号	場 所	管理者氏名	番号	場 所	管理者氏名	番号	場 所	管理者氏名
1	事務室第1倉庫	寺畑 恵吏	18	3年2組	担任	35	被服、準備室	松下 恭子
2	放送室	松下 恭子	19	総合学習室3	浅田 明日香	36	屋上出入り口	松田 真和
3	第2倉庫(清掃用具)	細川 朋宏	20	生徒会室	平井 慈望	37	ランチルーム	丹羽 葵
4	印刷室	寺畑 恵吏	21	サポート室	川島 千恵子	38	給食調理室、食料庫、休憩室	南沢 佳緒里
5	パソコン室	諸井 隆典	22	図書室	平井 慈望	39	用務員室、職員便所	野口 恵美子
6	保健室	松本 美奈子	23	会議室	松田 真和	40	金工・木工室・準備室	鉄田 啓介
7	第1理科室	浅田 明日香	24	2年1組	担任	41	体育館	一木 周市
8	第2理科室	浅田 明日香	25	2年2組	担任	42	プール・ポンプ室、浄化槽	一木 周市
9	理科準備室	浅田 明日香	26	第1資料室	鉄田 啓介	43	第3倉庫・外雑庫	野口 恵美子
10	調理室、準備室	松下 恭子	27	総合学習室2	川島 千恵子	44	自転車置き場	片桐 努
11	校長室、職員室	松田 真和	28	美術、準備室	鉄田 啓介	45	部室	各部顧問
12	休養室、男子更衣室	松田 真和	29	音楽、準備室	松下 恭子	46	外器具室・体育館東倉庫	一木 周市
13	女子更衣室	川島 千恵子	30	第2資料室	加藤 美保	47	外トイレ	片桐 努
14	ときわサロン	松下 恭子	31	1年1組	担任	48	4Fトイレ男女	杉山・加藤
15	職員研修室	松下 恭子	32	1年2組	担任	49	3Fトイレ男女	鉄田・平井
16	進路相談室	浅田 明日香	33	総合学習室1	加藤 美保	50	2Fトイレ男女	諸井・浅田
17	3年1組	担任	34	学習室	加藤 美保	51	1Fトイレ男女	片桐・松本

自主点検検査班編成表

<表 2>

種 別	実施区分	有資格者	実施責任者
自主点検	消火器	第 1 種消防設備点検資格者	防火管理者 (教頭)
	屋内消火栓		
	消火用水		
	自動火災報知機	第 2 種消防設備点検資格者	防火管理者 (教頭)
	非常警報設備、器具		
	防犯設備関係		防災委員 (安全担当教諭)
	避難器具		
	誘導灯、誘導標識		

点検種別と時期	自主点検班		点検資格者 (消防設備士)		
	外観点検		外観点検	機能点検	総合点検
消防用設備等					
消火器	4 月	7 月	8 月	8 月	9 月
	9 月	1 2 月	2 月	2 月	
屋内消火栓	4 月	7 月	8 月	8 月	
	9 月	1 2 月	2 月	2 月	
消火用水	4 月	7 月	8 月	8 月	
	9 月	1 2 月	2 月	2 月	
自動火災報知機	4 月	7 月	8 月	8 月	
	9 月	1 2 月	2 月	2 月	
非常警報設備、器具	4 月	7 月	8 月	8 月	
	9 月	1 2 月	2 月	2 月	
防犯設備関係	4 月	7 月	8 月	8 月	
	9 月	1 2 月	2 月	2 月	
避難器具	4 月	7 月	8 月	8 月	
	9 月	1 2 月	2 月	2 月	
誘導灯、誘導標識	4 月	7 月	8 月	8 月	
	9 月	1 2 月	2 月	2 月	

種 別	実 施 区 分		実施責任者
自主検査	建物全般		管理責任者
	火気使用設備器具	火気使用器具全般	防火管理者 (教頭)
		ガス関係	調理員、用務員
	危険物施設	薬品 (劇物)	理科主任
	電気設備	変電室	防火管理者 (教頭)
		配電施設	事務主任
		その他電気関係	教頭

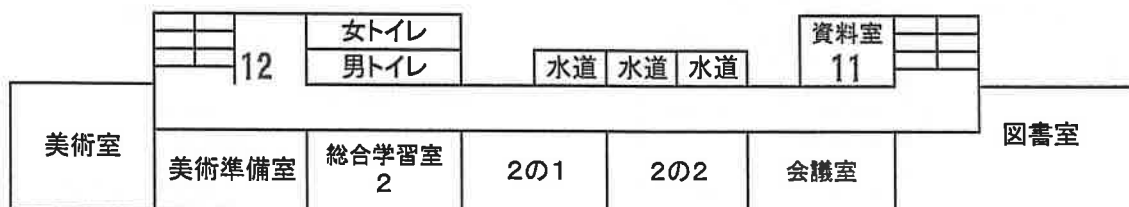
塔屋



4F



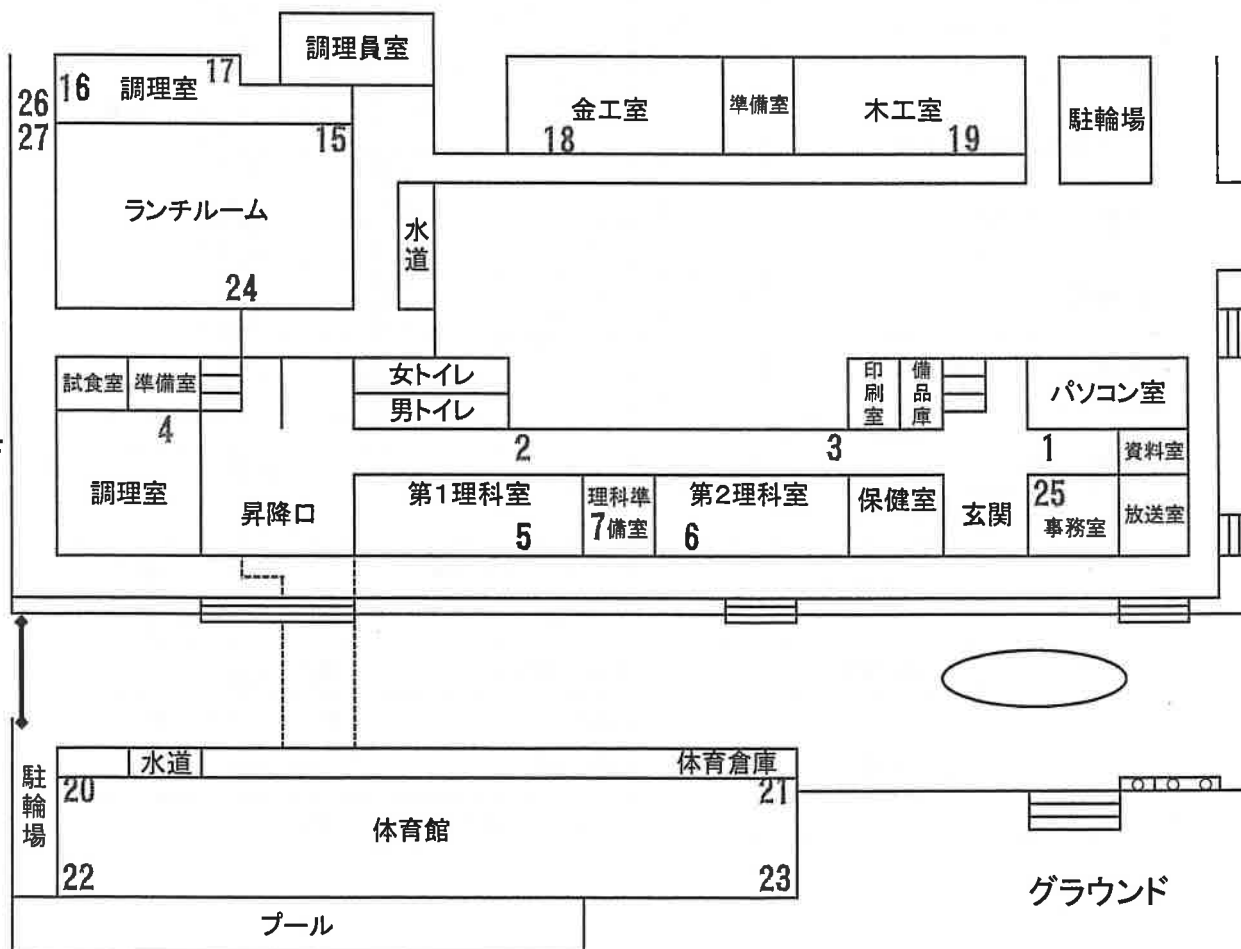
3F



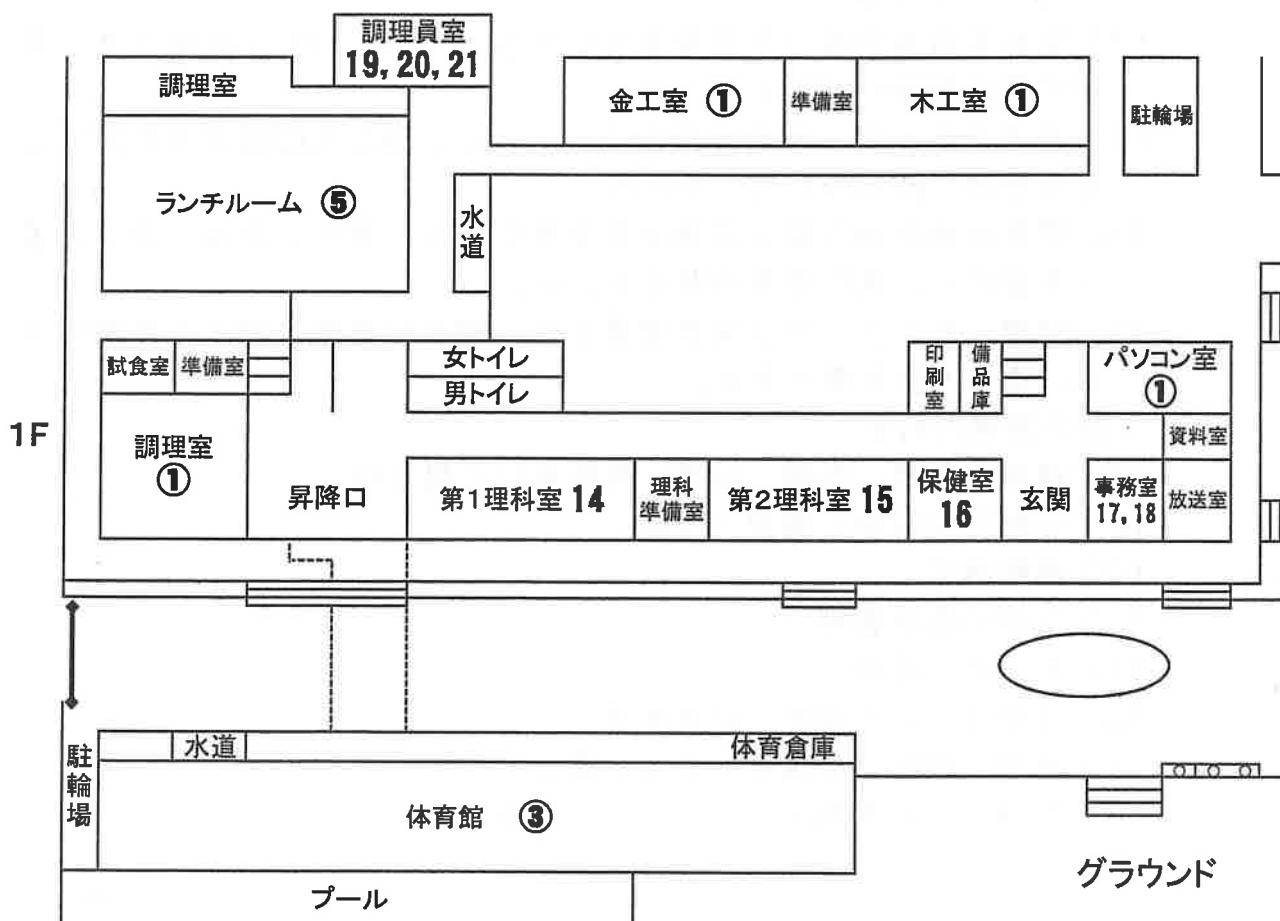
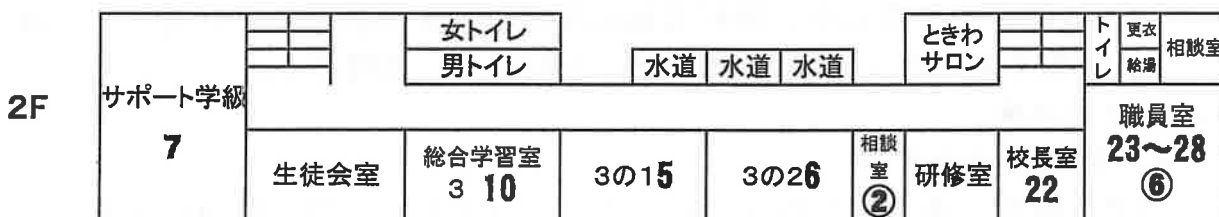
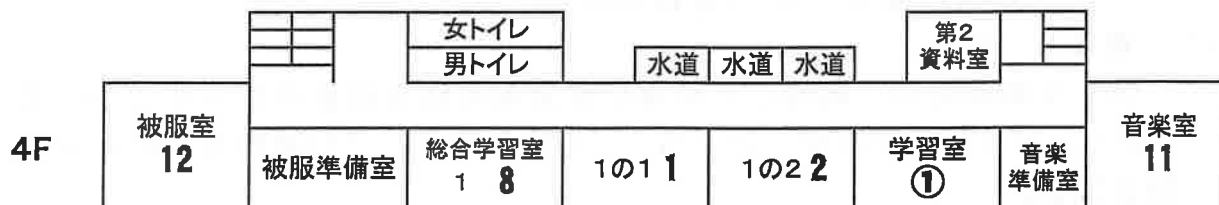
2F



1F



塔屋



<防災対策>

1 日ごろから地震に備えて(防災意識の高揚)

(1) 教職員の研修

防災対策委員会で検討した災害応急対策や防災教育の在り方について研修し、防災意識を高めるとともに、実施に当たっての教職員間の共通理解を図る。

(2) 生徒への防災教育

静岡県地震対策においては、「自らの命は自らで守る」ことを基本とし、「生徒が命を大切にし、自分の力で守っていく」こととしている。このためには、突発的で予知しにくい地震に対して、様々な場面での危険や避難の仕方について理解させ、状況に応じて迅速な行動力、判断力、観察力、予測力などの資質と能力を養うことが大切である。教科の学習の中で関連する場面や、特別活動(LHR)など学校教育全体を通じて、講話・地震防災マニュアル・ビデオなどを利用し、指導する。

(3) 防災訓練

ア 防災訓練の目的

- (ア) 訓練を繰り返し行うことにより、いざという時に適切な行動がとれるようにする。
- (イ) 警戒宣言発令時や災害発生時にとるべき対応行動を理解させ、併せて防災意識の高揚を図る。
- (ウ) 訓練を通して、防災計画をチェックし、新たな問題点や課題の発見に努め、計画の見直しを図る。
- (エ) 学校の総合的な防災応急対策を強化して、生徒の生命・身体の安全を確保し、施設設備の保全を図る。
- (オ) 学校・P T A・自主防災組織等が、相互の役割に対する理解を深め、連携体制を確立する。

イ 防災訓練の内容

- (ア) 情報の収集、確認、伝達、報告及び広報活動
- (イ) 学校防災組織の編成と活動
- (ウ) 避難誘導
- (エ) 火気の安全管理
- (オ) 初期消火活動
- (カ) 負傷者などの救出、応急救護
- (キ) 集団下校及び保護者への引き渡し
- (ク) 避難地・避難所としての受け入れ体制づくり

ウ 防災訓練の実施

地震に対する避難訓練は、形式的な指導に終わることなく、沈着、冷静かつ敏速な行動が取れるよう、日ごろから訓練を通して実際に身につけておくことが大切である。

大地震・火災等の災害の発生に備えて、本校の防災活動に必要な事項を確認し、人的被害の防止を目的として、訓練計画は次のとおりとする。

訓練事項	
避難誘導訓練	4 月 避難経路の確認、地震時の心得、地区集会および班長・副班長の決定
情報発令訓練	8 月 注意情報発令による避難訓練
避難訓練	11 月 火災を想定した避難訓練

(4) 家庭・P T Aとの連携

緊急時における生徒・保護者の動向・安否の確認体制について、家庭・P T Aとも十分連携が図れるようにする。

ア 総合防災訓練、地域防災訓練への参加の呼び掛けなど生徒・保護者の防災意識を高めるための働き掛け

イ 生徒の安否確認、被害状況の調査などの協力を要請

ウ 緊急時の対応マニュアルの作成

2 校舎内外の安全対策

(1) 災害非常用備品の点検

緊急時のために備えた、災害非常備品を5月と11月の年2回定期的点検を行い、保安状況を把握しておく。

(2) 諸施設・設備の安全点検

設備類の転倒、落下、移動、破損、薬品類の保管などに対して、7月の安全週間中に定期点検する。

平成31年度 防災緊急時の対応

1 組織

(1) 災害対策委員会

(ア) 地震防災計画の作成と確認・指導

(イ) 防災教育の推進

(ウ) 施設・設備の整備

委 員 校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、保健主事、事務主任

(2) 災害対策本部・・・情報分析、状況判断、対策の決定、指示命令の統制

本 部 長 校長 鈴木一由

副本部長 教頭 松田 真和

本 部 員 松下恭子 片桐 努 加藤美保 鉄田啓介 浅田明日香 松本美奈子 寺畑恵吏

(3) 防災組織の役割と分担

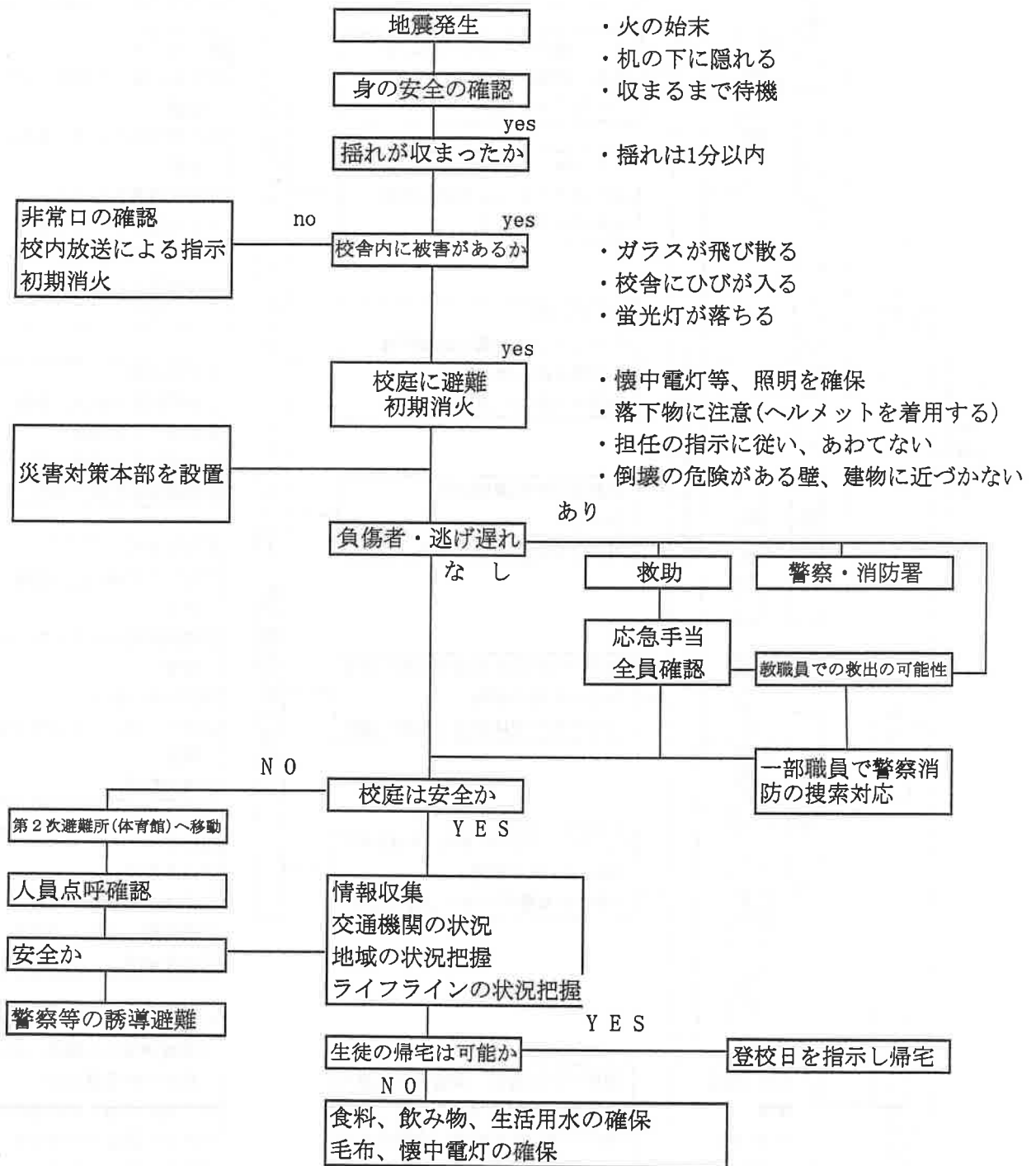
本部長・校長／副本部長・教頭	情報連絡班	
	○松田真和 浅田明日香	
	避難誘導班	
	○諸井隆典 丹羽 葵 川島千恵子 平井慈望 一木周市 杉山高久 細川朋宏	
	巡視警備班	
	○鉄田啓介 加藤美保	
	消火班	
	○松下恭子 片桐 努	
救護班		
	○松本美奈子 南沢佳緒里 鈴木恵美子 船木由利子	
	搬出班	
	○寺畑恵吏 野口恵美子	

※ 震度5弱の場合は運営委員（＝災害対策本部）、
震度5強以上の場合は全職員が勤務となる。

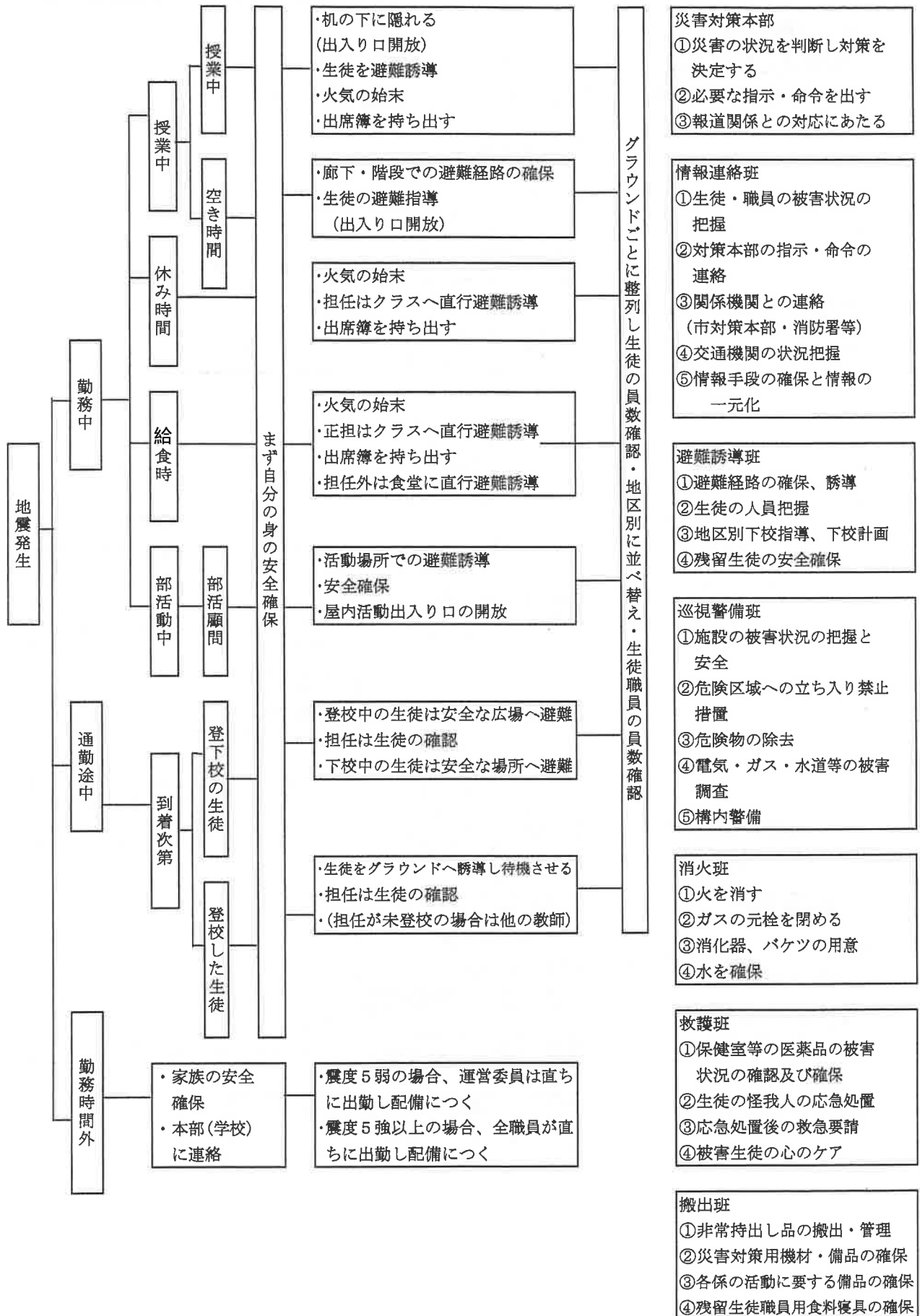
2 地震発生時の対応

(1) 地震発生直後の教職員の基本手順

地震発生直後の教職員の基本的手順は次のとおりとする。



(2) 地震発生時における教職員の行動マニュアル



地震発生時の生徒の避難誘導

1 教職員の対処・指導の基準

生徒の安全確保を第一とする。
教職員(HR担任等)の適切な指示と、生徒の落ち着いた行動により安全を確保する。

- (1) 指示は明確にし、生徒を確実に掌握する。「押すな」「走るな」「しゃべるな」等単純明快な指示の徹底を図る。
- (2) 普通教室以外の場所(便所、保健室、特別教室等)にいることも留意する。
- (3) 校舎の被害状況によっては、避難順路や経路も変更の必要が生じるので、教職員は状況に応じた臨機応変な処置をとる。
- (4) 避難時の携行品の例
 - (ア) 名簿(出席簿、地区別名簿、家庭調査簿等)
 - (イ) 誘導用具等(ホイッスル、旗、ハンドマイク、トランシーバ、ラジオ、懐中電灯、ロープ等)
 - (ウ) 緊急医薬品等(消毒薬、外用薬、ガーゼ、包帯、三角巾、担架等)
- (5) 照明の確保

授業中:各教室に設置された懐中電灯を利用する。
 その他:職員室の懐中電灯を利用する。

2 生徒在校時における行動

(1) 発災時における行動 第一次避難(教室)

状況予測	教職員の指導・指示	生徒の行動基準
〈震度6強～7〉 ・地震による強い揺れのため、立つことも歩くこともできない。この強い揺れは約1分間続く。この間は机を盾に落下物や破損ガラスから身を守る。 ・大きな揺れがおさまれば直ちに周囲の状況を確認しグラウンドへ避難する。 実習等で火を使っている場合は直ちに消火する。 ・避難の際、廊下はガラスの破片で危険であるから足にけがをしないように注意する。	〈小さな揺れ〉 ・火の始末をする。 ・ドアや窓を開ける。 〈主要動〉約1分間続く ・「机の下にもぐれ」:机の下へ ・落下物・転倒物・ガラスの飛散から身を守らせる。 〈揺れが収まったら…〉 ・「火を消せ」:コンロ、ストーブ、ガス等の火を消す。 ・電源を切り、ガスの元栓を閉める。 ・ドアや窓を開け、脱出口を作る。 ・「落ち着け、けが人はいないか?」 負傷者の有無の確認 ・負傷者の救出、応急手当 ・パニックにならないよう勝手な言動を抑える。	・教職員の指示をよく聞き勝手な行動をとらない。 (各自の勝手な判断による行動を禁ずる。) ・机の下にもぐり、落下物から身を守る。(慌てて外へ飛び出さない。窓や外壁から離れる。) ・大きな揺れが収まったら直ちに周囲の状況を確認 のうえ、荷物を持たないで靴を必ず履いて、グラウンドへ出る。
・廊下や階段で地震を感じたら、できるだけ中央で伏せ、ガラスや壁の落下から身を守る。 ・体育館では、大きな揺れの間、できるだけ中央に避難する。(天井の状況に応じて) ・グラウンドにいる時は、校舎からの落下物を避けるため校舎から離れる。		

(2) 発災時における行動

第二次避難(グラウンド)

状況予測	教職員の指導・指示	生徒の行動基準
大きな揺れの後で人身が動揺しており、パニックが起こることも予想されるので冷静に行動するよう適切な指示を与える。	- 周囲の状況の状況(出火、倒壊、亀裂、出水等)を確かめ、避難を指示する。 - 避難誘導の際、火災場所及びその上層階の生徒を優先させる。 - できるかぎり隣接する2クラスが連携して前後に教職員を配置する。 - 落下物に注意する。	- 避難途中から教室・校舎に戻らない。 - 教職員の指示どおり行動し、特に「押さない」「走らない」「しゃべらない」をしっかりと守る。
避難場所への集合が完了点呼、負傷者の応急手当、行方不明者の捜索、被害状況の把握等を迅速に行う。	- 人員及び異常の有無(負傷者、健康状況等)を確認して、学年主任へ報告する。 - 本震の後は余震が次々と起こるが、落下物や倒壊物等に注意して、冷静に行動するよう指導する。	- 集合したらクラスごと整列。 - 腰を下ろすなど低い姿勢でしゃべらない待つ。 - 人員点呼及び負傷者の有無を確認し、担任へ報告。
出火していれば、すぐに多くの人数を集めて初期消火に当たる。	- 初期消火を行う。 - 行方不明者の捜索を行う。 - 負傷者の応急手当をする。 - 校舎内外の被害状況を把握し、本部へ報告 学校長(生徒、教職員、施設、設備等の被害状況を把握し、その結果を静岡県災害対策本部及び県教育委員会に報告する。)	
本震が終わってまもなく大きな余震が次々とおこる。 救護、消火活動は余震の合間をぬって行われなければならない。	- 救助者のある場合は、救助・救急車の要請を迅速に行う。 - 停電等により放送施設の利用が不可能になり、校内連絡・指示も適切になされない場合等では最終的判断は誘導責任者とする。	次の指示を静かに待つ。
避難してきた住民や生徒の引き取りの保護者などにより混乱が起こりやすい。	授業中=授業担当者 休憩中=原則として学級担任又は最も近い教職員 自習中=監督者又は隣接する教室の教職員 放課後=原則として学級担任又は最も近い教職員 課外活動=部活動指導教職員	指示を静かに待つ。

3 校外活動時

区 分	具 体 的 な 対 応
野外	・ 近くの安全な場所を選び、落下物から身を守る。揺れが収まったら最寄の学校へ避難
芸術鑑賞教室等	・ 津波危険予想地域では直ちに、指定避難所に避難する。 ・ 避難所で直ちに点呼を行い、生徒・教職員の被害及び周囲の状況を把握する。 ・ 学校へ連絡をとり、生徒の状況を報告する。
屋内 地域学習等	・ 机の下ににもぐり、落下物から身を守る。倒れるものの側にいない。 ・ 避難所で直ちに点呼を行い、生徒・教職員の被害及び周囲の状況を把握する。 ・ 学校へ連絡をとり、生徒の状況を報告する。

4 在宅時

具 体 的 な 対 応	生 徒 の 行 動
・ 災害発生後は、原則として全教職員が直に対策活動に入る。 ・ 校内災害対策本部の指示に従って、生徒の安否を確認する。 《その際…》 ・ 電話が不通の場合、地区ごとに家庭訪問等による確認を行う。 ・ 徒歩による緊急連絡網を整備しておく。 ・ 学区が広域で、遠距離通学者の場合、保護者からの連絡を待つ。 ・ 学校では、各家庭の避難場所をあらかじめ調べておく。	《家庭で事前に決めて確認しておくこと。》 ・ 避難して集まる場所と、その道順、避難方法 ・ 避難の際の非常持ち出し品 ・ 避難した後の連絡先 ・ 高齢者や身体不自由な人の避難方法 《小さな揺れを感じたら》 ・ 火の始末をする。 ・ ドアや窓を開け、脱出口を確保する。 《大きな揺れに襲われた場合》 ・ 机の下等にもぐり、落下物から身を守る。 ・ 揺れが収まったら直ちに火の始末をする。 ・ 津波危険予想地域においては、直ちに指定避難場所へ避難する。 ・ 山崩れの危険予想地域では指定避難場所へ避難する。 ・ 周囲の状況(出火、倒壊、亀裂、主水等)を確かめ、危険な場合は予め決めてある避難場所へ避難する。 ・ 学校と連絡をとり、生徒の状況を報告する。 ・ 発災後、登校可能な生徒は学校の復旧活動や避難所の運営支援活動に協力する。 ・ 登校できない生徒は可能な範囲で自主防災活動、地域(福祉施設、高齢者宅、幼稚園、特殊学校等)のボランティア活動、自宅及び地域の復旧活動に参加する。

平成30年度 南海トラフ地震に関する情報(臨時)への対応

森町立森中学校

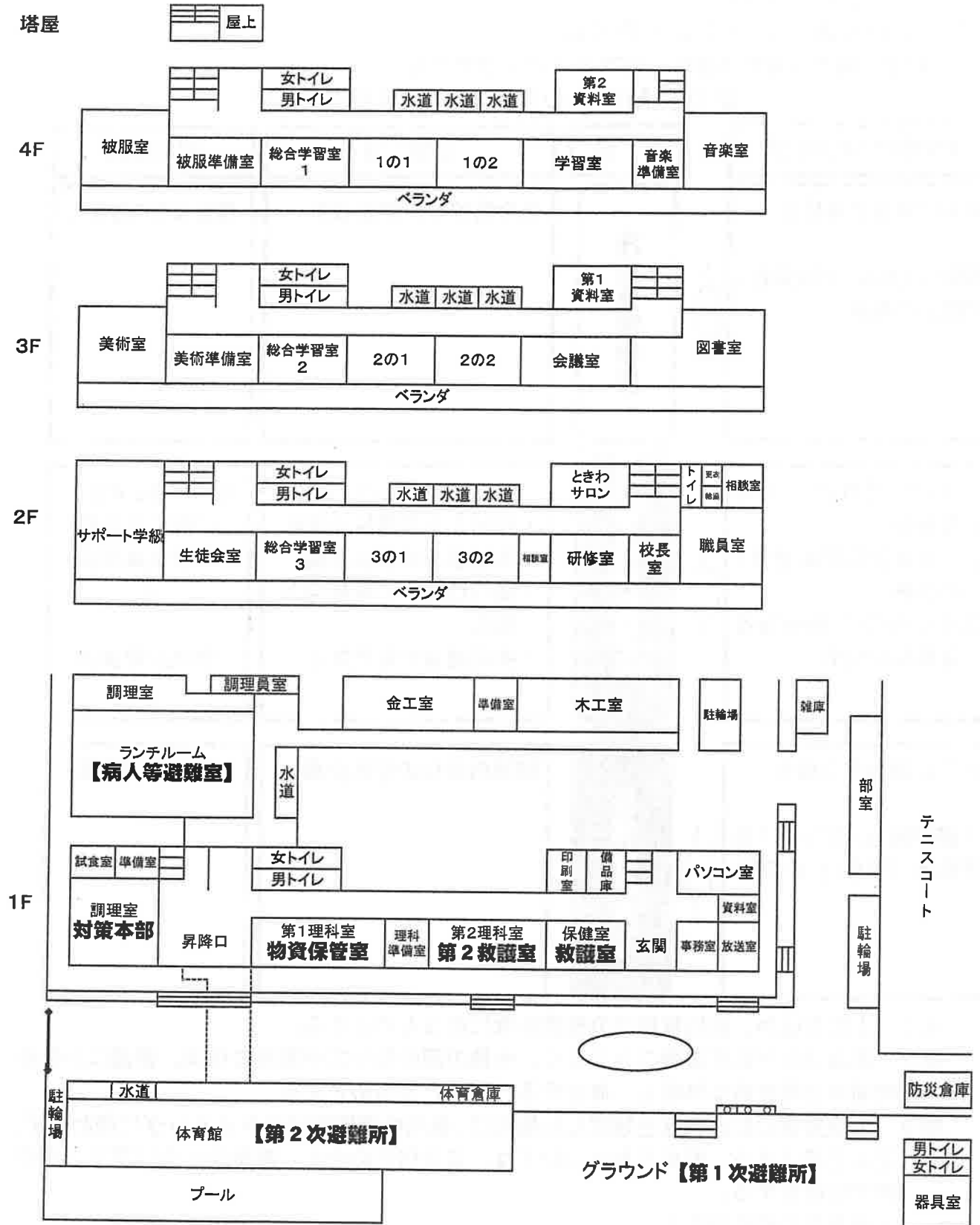
情報 状況	調査開始 調査継続	平常時と比べて相対的に高まった	地震発生時
登校前	登校	自宅待機	原則：休校
登校途中	登校	原則：帰宅 危険が予想される場合は、登校あるいは避難場所へ避難	個々の判断により、自宅もしくは、近くの避難場所等へ避難
在校時	授業継続	原則：学校待機 (集団下校もあり得る) 【個別に保護者へ引き渡し】	学校待機
		家庭での話し合いによる場所(※)に職員の引率により集団下校、または学校待機	「物が落ちてこない、倒れてこない、移動してこない」場所で待機
校外活動時 部活動時	活動継続	教師の引率で帰校 小グループでの活動時や引率教師が近くにいない場合は事前の指導による避難行動をとる	近くの避難場所等へ避難
下校途中	そのまま 下校	そのまま下校 帰宅後は事前の家庭での話し合いによる	近くの避難場所等へ避難

○「自宅待機」していて情報が解除された場合は、学校からの指示に従い行動する。

※家庭での話し合いの場所(年度当初に調査確認)

- ア 帰宅(集団下校)
- イ 近くの避難所へ避難(集団下校)
- ウ 近くの親戚や知り合いの家へ避難(集団下校)
- エ 学校待機(保護者引き取り)
- オ その他

教室配置図(防災関係)



＜土砂災害時の対応＞

1 土砂災害時における防災体制

連絡体制及び対策本部は、以下のとおり設置する。

【防災体制確立の判断時期及び役割分担】

体制確立の判断時期	体 制	活動内容	対応要員
以下に該当する場合 森町に「大雨（土砂災害）警報」の発表	注意体制確立	気象情報等の情報収集	情報収集伝達要員
以下のいずれかに該当する場合 ①「土砂災害警戒情報」の発表 ②避難準備・高齢者等避難開始の発令	警戒体制確立	・避難情報等の情報収集 ・使用する資器材の準備 ・保護者への事前連絡 ・周辺住民への事前協力依頼 ・要配慮者の避難誘導	情報収集伝達要員 避難誘導要員 情報収集要員 “ 避難誘導要員
以下に該当する場合 「避難勧告」または「避難指示（緊急）」の発令	非常体制確立	施設内全体の避難誘導	避難誘導要員

※1 上記のほか、統括管理者の指揮命令に従うものとする。

※2 国及び町が出す情報のみでなく、今後の雨の降り方や周囲の状況、避難にかかる時間等を総合的に判断し、命を守る行動をとるものとする。

※3 土砂災害の前兆現象を確認した場合は、表内の避難誘導のタイミングに関わらず、避難を開始する。前兆現象については、安全確保のため、施設内から確認できる範囲で把握をする。

【土砂災害の前兆現象】

- ・がけの表面に水が流れ出す。
- ・小石がパラパラと落ちる。
- ・がけの樹木が傾く。
- ・樹木の倒れる音がする。
- ・斜面がふくらみだす。
- ・がけから水が噴き出す。
- ・がけからの水が濁りだす。
- ・樹木の根の切れる音がする。
- ・がけに割れ目が見える。
- ・地鳴りがする。

2 情報収集・伝達

(1) 情報収集

① 収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

収集する情報	収集方法
気象情報	○テレビ、ラジオ ○インターネット ・ 気象庁 HP(レーダーナウキャスト) (http://www.jma.go.jp/jp/highresorad/) ・ 森町チャットメール（登録制） (caht-mori-entry@sbsrelief.isseimail.jp)
土砂災害警戒情報	○テレビ、ラジオ ○インターネット ・ 静岡県地理情報システム (https://www.gis.pref.shizuoka.jp/) ・ 静岡県土木総合防災情報サイポスレーダー (http://sipos.pref.shizuoka.jp/) ・ 気象庁 HP の土砂災害警戒判定メッシュ情報 (https://www.jma.go.jp/jp/doshamesh/) ・ 森町チャットメール（登録制） (caht-mori-entry@sbsrelief.isseimail.jp)
避難情報 【避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）】	○同報無線、広報車等の広報 ○テレビ、ラジオ ○緊急速報メール（対応機種のみ） ○森町チャットメール（登録制） (caht-mori-entry@sbsrelief.isseimail.jp)

② 停電時は、ラジオ、タブレット、携帯電話を活用して情報を収集するものとし、これに備えて、乾電池、バッテリー等を備蓄する。

③ 提供される情報に加えて、雨の降り方、施設周辺の水路や道路の状況、斜面に危険な前兆が無いか等、施設内から確認を行う。

(2) 情報伝達

① 「施設内緊急連絡網」に基づき、また館内放送や掲示板を用いて、体制の確立状況、気象情報、洪水予報等の情報を施設内関係者間で共有する。

② 町から利用者の避難状況や安否情報の提供を求められる場合があるため、情報を整理しておく。

3 避難誘導

避難誘導については、次のとおり行う。

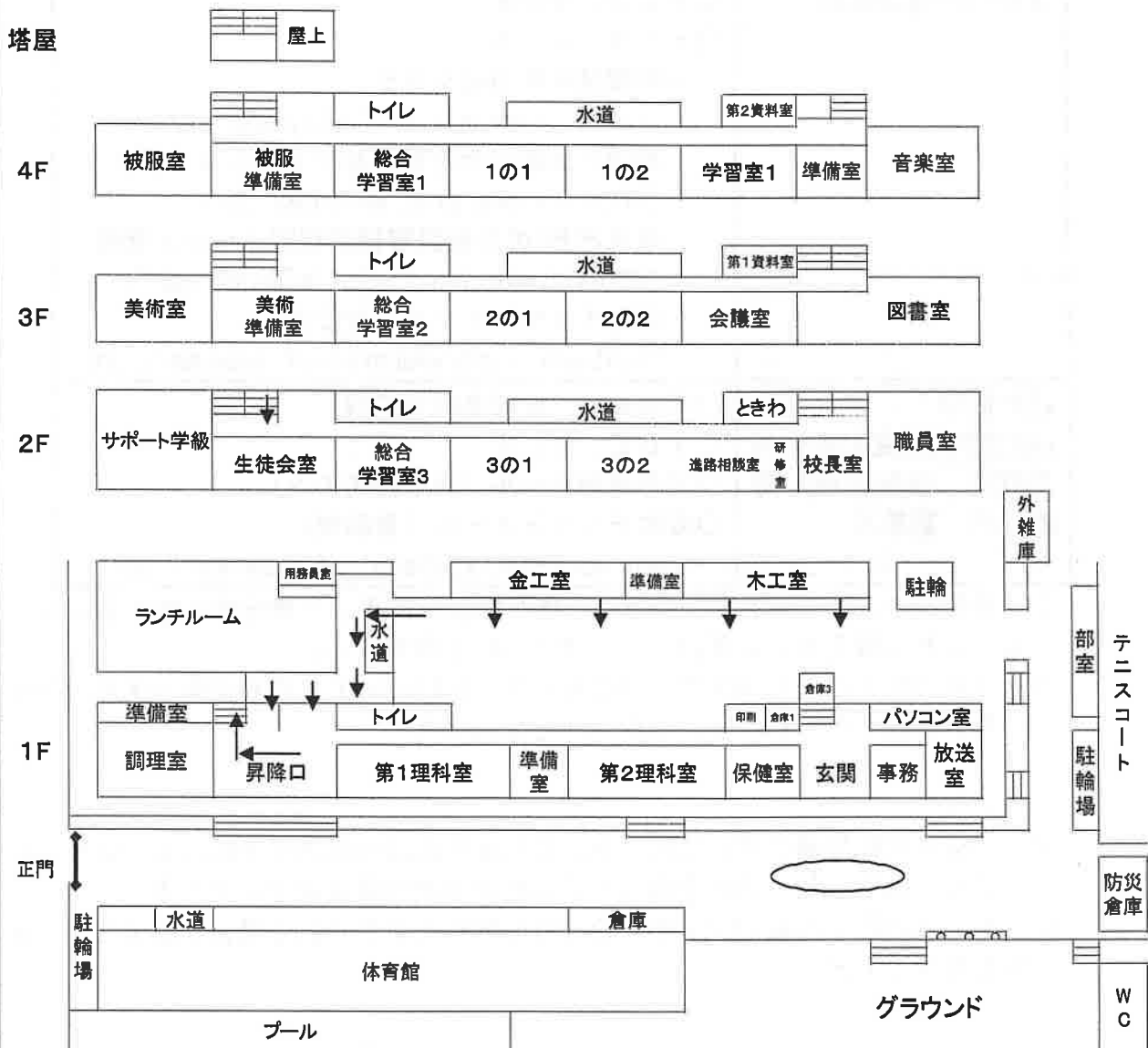
(1) 避難場所

土砂災害（特別）警戒区域に含まれるのは施設の一部であることから、避難場所は区域外となる校舎（2階以上）または、体育館とする。

(2) 避難経路

避難場所までの避難経路については、下記のとおりとする。

避難経路図



※ランチルーム、金工室、木工室、テニスコート等に生徒がいた場合、直ちに校舎2階以上の教室へ誘導する。

4 避難の確保を図るための施設の整備

情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する資器材等については、下表「避難確保資器材等一覧」に示すとおりである。

これらの資器材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

避難確保資器材一覧

備 蓄 品	
情報収集・伝達	☐ テレビ ☐ ラジオ ☐ タブレット ☐ ファックス ☐ 懐中電灯 ☐ 電池
避難誘導	☐ 名簿（従業員、施設利用者） ☐ 懐中電灯 ☐ 携帯用拡声器 ☐ 電池
施設内の一時避難	☐ 水（1人あたり__ℓ） ☐ 食料（1人あたり__食分） ☐ 寝具 ☐ 防寒具
その他	☐ ウェットティッシュ ☐ ゴミ袋 ☐ タオル ☐ （ ）

5 防災教育及び訓練の実施

(1) 防災に係る研修

毎年4月に職員を対象に研修を実施する。

(2) 防災訓練

毎年4月に職員・生徒を対象として、情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。

その他、年間の教育及び訓練計画を毎年4月に作成する。

暴風・大雨・洪水警報、特別警報等発表時及び解除時の対応基準（現行）

森 町 教 育 委 員 会
平成 31 年 4 月 1 日より実施

時	状 況	対 応 基 準 の 内 容	留 意 事 項
登 校 ・ 登 園	(1) 午前 6 時 30 分の時点で暴風、大雨、洪水警報(以下、警報)のうち一つ以上発表されている。または特別警報が発表されている場合	○ 自宅待機	・ 森町内の同報無線で自宅待機の放送を行う。 ・ 保護者との連絡を密にする中で、安全を最優先して実施する。
	(2) 午前 8 時 30 分までに警報または特別警報が解除された場合	○ 登校・登園	
	(3) 午前 8 時 30 分までに警報または特別警報が解除されなかった場合	○ 泉陽中学校区の小中学校は原則として休校 ○ 全幼稚園は休園 ○ 旭が丘中・森中学校区の小中学校は引き続き自宅待機	
	(4) 午前 11 時までに警報または特別警報が解除されなかった場合	○ 旭が丘中・森中学校区の小中学校は原則として休校	
	(5) 午前 11 時までに警報または特別警報が解除された場合	○ 旭が丘中・森中学校区の小中学校は登校	
在 校 ・ 在 園	登校後、警報または特別警報が発表された場合	○ 平常通りの授業・保育	・ 学校・園で待機し、安全確保を徹底する。
下 校 ・ 降 園	(1) 台風の進路等により、警報または特別警報が出されると予想される場合	○ 早めに下校・降園	・ 通学路の安全を確認後、下校させる。
	(2) 終業時刻以前に、警報または特別警報が解除された場合	○ 平常通り下校・降園	・ 通学路の安全を確認後、下校させる。
	(3) 終業時刻以降も、警報または特別警報が解除されない場合	○ 学校待機 ・ 状況を見て保護者へ引き渡し ・ 職員の引率による集団下校 ・ 地区責任者に引き渡し	・ 保護者との連絡を密にする中で、安全を最優先して実施する。

※ 大規模停電により電話やメールが利用できない場合は、教育委員会が校長会と対応を協議して決定し、同報無線で放送する。

※ 大雨・土砂災害警戒情報等発表時及び解除時の対応については、平成 31 年度に園・校ごとに策定する「避難確保計画」に基づいた行動をする。

暴風・大雨・洪水警報、特別警報等発表時及び解除時の対応基準（変更案）

森 町 教 育 委 員 会

時	状 況	対 応 基 準 の 内 容	留 意 事 項
登 校 ・ 登 園	(1) 午前6時30分の時点で暴風、大雨、洪水警報(以下、警報)のうち一つ以上発表されている。または特別警報が発表されている場合	○ 自宅待機	・ 森町内の同報無線で自宅待機の放送を行う。 ・ 保護者との連絡を密にする中で、安全を最優先して実施する。
	(2) 午前8時30分までに警報または特別警報が解除された場合	○ 登校・登園	
	(3) 午前8時30分までに警報または特別警報が解除されなかった場合	○ 森中学校・三倉小学校・天方小学校は原則として休校 ○ 全幼稚園は休園 ○ 旭が丘中学校区・森小学校は引き続き自宅待機	
	(4) 午前11時までに警報または特別警報が解除されなかった場合	○ 旭が丘中学校区・森小学校は原則として休校	
	(5) 午前11時までに警報または特別警報が解除された場合	○ 旭が丘中学校区・森小学校は登校	
在 校 ・ 在 園	登校後、警報または特別警報が発表された場合	○ 平常通りの授業・保育	・ 学校・園で待機し、安全確保を徹底する。
下 校 ・ 降 園	(1) 台風の進路等により、警報または特別警報が出されると予想される場合	○ 早めに下校・降園	・ 通学路の安全を確認後、下校させる。
	(2) 終業時刻以前に、警報または特別警報が解除された場合	○ 平常通り下校・降園	・ 通学路の安全を確認後、下校させる。
	(3) 終業時刻以降も、警報または特別警報が解除されない場合	○ 学校待機 ・ 状況を見て保護者へ引き渡し ・ 職員の引率による集団下校 ・ 地区責任者に引き渡し	・ 保護者との連絡を密にする中で、安全を最優先して実施する。

※ 大規模停電により電話やメールが利用できない場合は、教育委員会が校長会と対応を協議して決定し、同報無線で放送する。

※ 大雨・土砂災害警戒情報等発表時及び解除時の対応については、平成31年度に園・校ごとに策定する「避難確保計画」に基づいた行動をする。

中学校入学時購入用品一覧

品名	学校名	森 中 (支給)	泉陽中
上靴	フタバスポート	白地+ライン (学年ごとに異なる) 1 足	マルタケ洋装店 白地+青ライン(各学年共通)
体育館シューズ		白地+赤ライン (学年ごと紐色が異なる) 1 足	白地+青ライン (各学年共通)
通学・グラウンド用 シューズ		白 (アシックスorミズノ) 共通	白
トレーニングウェア (上衣)	森町衣料組合	パープル/校章・名入り 150~EL ネーム付けなし5,000円 2着	マルタケ洋装店 青色・半チャック (S/M/L) (O/XO)
トレーニングタイツ (長ズボン)		パープル 150~EL 2着	青色 (S/M/L) (O/XO)
ハーフパンツ		黒色 (150~LL) (EL) 2着	青色 (S/M/L) (O/XO)
体操シャツ (半袖)		エンジの縁取り/名入り (150~LL) (EL) 2着	青の縁取り/名入り (S/M/L) (O/XO)
(長袖)		 1着 (150~LL) (EL)	なし
通学カバン		メインバッグ (3 Way) エンジン 1 個	通学用カバン ブルー
サブバッグ		手提げバッグ エンジン 1 個	ナップサック ブルー
ヘルメット	学 生 協	共通 (ただし校章入り) 校章シール	
レインウェア		任 意	
防災ずきん		任 意	
給食袋		任 意	
通学カバンカバー		任 意	
スクールセーター		共通(色のみ指定)	

通学分野

第3回 泉陽中学校・森中学校統合準備会

日時：令和元年8月29日（木）午後7時00分～

会場：泉陽中学校 1年生教室（通学分野）

1 委員長あいさつ

2 協議

（1）通学分野における検討事項

- ・ 通学費の補助について P 3 0
- ・ 通学バスの時刻について P 3 1 ・ 別綴
- ・ 予算の対応について

（2）その他

3 閉会

「森町立天方小学校区、三倉小学校区及び泉陽中学校区児童生徒通学費補助金」の見直しについて

1 補助の期間

令和2年4月1日までに生まれた者に適用する。

ただし、学校再編、公共交通の状況等により通学環境に変更のあった場合は、適宜見直しを行う。

2 補助の内容

	区分	現行の補助内容	
1	バス通学の補助	秋葉線	生徒が通学のため乗車する最寄りの停留所から学校に最も近い停留所までの運賃の3ヶ月定期の額を基礎として1年分を求めた額の65%。
		大河内線	生徒が通学のため乗車する最寄りの停留所から森林組合前までの回数券を利用した場合の運賃に年間授業日数等を乗じて得た額と森林組合前から学校に最も近い停留所までの運賃の3ヶ月定期の額を基礎として1年分を求めた額の合計額の65%。
		吉川線	
2	その他の通学生徒の補助	6 kmを超える通学距離 1 kmにつき15円に年間授業日数等を乗じて得た額。	
3	最寄りバス停留所までの補助	当該生徒の住居から最寄りの停留所までの距離が6 kmを超える場合は、6 kmを超える1 kmにつき15円に年間授業日数等を乗じて得た額。	



変更の方針
生徒が通学のため乗車する最寄りの停留所から学校に最も近い停留所までの運賃の3ヶ月定期の額を基礎として1年分を求めた額。
生徒が通学のため乗車する最寄りの停留所から森林組合前までの回数券を利用した場合の運賃に年間授業日数等を乗じて得た額を基礎として1年分を求めた額。 ※ 森林組合から森中学校に最も近い停留所までは、大河内線を直通区間として運行し、無償とする。
生徒が通学のため乗車する最寄りの停留所から森中学校に最も近い停留所までの回数券を利用した場合の運賃に年間授業日数等を乗じて得た額を基礎として1年分を求めた額。
6 kmを超える通学距離 1 kmにつき15円に年間授業日数等を乗じて得た額。 【現行どおり】
当該生徒の住居から最寄りの停留所までの距離が1 km以上の場合は、1 kmにつき15円に年間授業日数等を乗じて得た額。

完全下校の時間について

期間	下校時刻	備考
4月	18:00	
5月 ～ 7月	18:30	
8月 ～ 9月15日	18:00	
9月16日 ～ 30日	17:30	
10月	17:00	
11月	16:45	
12月	16:30	
1月	16:45	
2月	17:00	
3月	17:30	

泉陽中・森中統合準備

PTA分野

案

R元. 8. 29

				令和 元年							令和 2年					
委員				5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	
学校	森中	教頭	松田	第1回会合 (5/27)	第2回会合 (6/27) PTA分野 検討事項 提案	紙上提案・決定	第3回会合 (8/29) PTA分野 決定事項 報告		第4回会合 (10/21)					PTA総会 にむけて 準備等		
	泉陽中	教諭	西川													
保護者	泉陽中	会長	木下	今後の全 体計画等 確認	検討事項 協議		決定事項・方法に従い ・PTA役員選出 ・組織再編		進捗報告				従来どおり 引継ぎ等	PTA総会 改正案 提案		
		母親代表	吉筋													
	森中	会長	友田													
		副会長	村松													

第3回会合 報告事項

・泉陽中の現PTA組織において、「PTA統合に関する臨時会合」を開催

日時 令和元年7月16日(火)午後3時40分から

参加者 PTA会長(欠席)、校長、PTA事務局(教頭 西川)

中学校1・2年にお子さんがいる本校PTA会員15名(15/17)

小学校6年生にお子さんがいる本校PTA会員1名(1/1)

内容 令和2年度において泉陽中PTAからPTA副会長1名を選出。

本校から選出するPTA副会長は性別問わない。

女性が副会長に選出された場合、森中PTA母親代表を兼ねることは辞退。

泉陽中学校校区の天方小学区と三倉小学校区から各1名の地区委員を選出。

資源回収は、令和2年度においては泉陽中学校区では行わない。

・左記を受け、森中の令和2年度PTA組織(統合後)

会長 1名 森中校区

副会長 3名 森中校区 男性

森中校区 女性(母親代表兼ねる)

泉陽中校区(男性女性問わない)

地区委員 16名 森中校区

2名 泉陽中校区

※全てにおいて、森中校区においては例年どおり

検討事項

森中PTA会則第6章第7条に、「副会長2名は男女各1名を会員中より選出」とある。

→ 令和2年度については、特例とし、令和2年度PTA総会において会員に同意を求める。

事務分野

○経過報告

5 月 27 日 第 1 回統合準備会

6 月 ・ 図書アドバイザー 2 名（天野さん・山崎さん）に泉陽中・森中の重複している図書の確認・図書の廃棄を依頼。8 月以降に学校訪問日を増やし、作業をしてもらうよう日程調整中。

・ 備品等運搬用に森町役場公用車 2 t トラック 2 台を 3 月 25・26・30 日予約。

・ 泉陽中学校職員現有備品の確認・点検。

6 月 13 日 ・ 共同学校事務室（森町内小中学校事務職員）泉陽中学校片付け作業。

6 月 27 日 第 2 回統合準備会

7 月 ・ 森中学校現有備品の確認・点検。

7 月 25 日 ・ 泉陽中学校保存文書箱詰め作業。

8 月 5 日 ・ 森中学校職員が泉陽中学校で備品確認。森中学校に運ぶ備品の選定。

8 月 8 日 ・ 共同学校事務室（森町内小中学校事務職員）泉陽中学校片付け作業。

・ 町内小中学校の蔵書数調査を実施。図書標準を満たしていない学校へ泉陽中学校の図書を年度末に移動する。

8 月 28.30 日、9 月 4 日 ・ 森町内小中学校職員が泉陽中学校へ行き、各学校で欲しい備品を選定する。

8 月 29 日 第 3 回統合準備会

○今後の予定

9 月 ・ 備品移動先決定。大型備品・ピアノ等の引っ越し用トラックの見積りを業者に依頼。

10 月 ・ 引っ越し用トラック・統合関係新規備品等予算要求

12 月 25.26 日 ・ 泉陽中学校で今年度使わなくなった備品を森中学校へ移動。

（公用車 2 t トラック予約済み）

令和 2 年

3 月 25 日 ・ 泉陽中学校から森中学校へ荷物（備品・消耗品・図書・文書等）を運搬。

26 日 ・ 泉陽中学校から森町内小中学校へ荷物（備品・消耗品・図書）を運搬。

27 日 ・ 泉陽中学校閉校式典

30 日 ・ 残りの荷物を移動先へ運搬

<要望事項>

・ 12 月・3 月の引っ越し作業時に泉陽中学校と森中学校の職員だけでは人手が足りない。引っ越し作業を行う人手を増やしてほしい。

（各小中学校から何人か手伝いに来てもらう。役場の職員に来てもらう。シルバー人材 等）

2019年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
備品 (消耗品)			☆自校備品 点検 ○備品点 検・確認・ 片付け ☆森中に備 品台帳を送 る	★自校備品 点検 ★泉陽中の 備品台帳確 認	☆★泉陽中 の備品確認 ☆他校へ備 品紹介 ☆★廃棄・ 片付け ★新規購入 備品検討	・備品移動 先決定・備 品移動時の 見積依頼 ・引っ越し 用トラック の見積依頼 ☆廃棄・片 付け	・引っ越し 用トラック 等の予算要 求		☆☆備品 移動 (25.26)		○片付け	25.26.30 ☆★移動 (引っ越 し) 25日は森 中へ備品・ 図書・備品 運搬 26日町内 小中学校へ 備品運搬 (27日閉 校式典) 30日残り の物を運搬
図書			★☆☆廃棄		●重複図書 選別・廃棄 ☆★●今年 度購入図書 決定						○片付け	
文書				☆☆泉陽中の 過年度文 書箱詰め	★文書保管 場所検討 ★文書確 認・箱詰め					☆☆移動 (引っ越 し) (移動可能 な文書か ら)	○片付け	

☆…泉陽中学校職員 ★…森中学校職員 ○…共同学校事務室(事務職員) ●…図書アドバイザー

※12月25.26日、3月25.26.30日公用車2tトラック2台予約済

令和元年 7 月 22 日

各小中学校長 様

森町立泉陽中学校長 寺田 敦朗

泉陽中学校備品等の移動先確認について（依頼）

日頃より本校の教育活動に御協力いただきありがとうございます。

さて、泉陽中学校・森中学校統合にあたり、今後も使用できる本校備品等の移動を検討しております。8月上旬に森中学校に移動する備品を決定した後、その他の備品等について要望のある町内小中学校に移動させる予定であります。

そこで、町内小中学校の要望を伺いたく下記の訪問可能日を設定させていただきました。

つきましては、下記の日程で御都合をつけていただき、御来校いただきますようお願いいたします。

記

1 訪問可能日

8月28日（水）13時30分から16時30分まで

8月30日（金）9時00分から16時30分まで

9月 4日（水）9時00分から16時30分まで

2 場所 泉陽中学校

3 内容 受入希望備品等の確認

※備品の設置箇所のサイズ等を確認のうえ、御来校ください。

4 その他

- ・訪問日時が決まりましたら、事務（山本）まで御一報ください。
- ・受入備品等の希望が複数校で重なった場合は、希望のあった学校間で調整をお願いします
- ・移動作業は、令和2年3月26日に行う予定です。各学校引き取りをお願いします。

担当 事務（山本）

電話 85-2244

第2回 泉陽中学校・森中学校統合準備会における意見

所属	意見等
三倉町内会長会	1)私は長く企業人として生きて来て「合併」と「統合」に敏感です。「合併」はどちらかが消え去る事ではありますが「統合」は大小に拘わらずお互いに良い面を出しあって未来創造をしていくものです。今のままでは名前こそ統合ですがやることは吸収合併のように思います。 森中の生徒も泉陽中の生徒も全く新しい学校でスタートすると言う意識を持ってもらうためには「校名」はコストが掛かってでも新しい名前にするべきではないかと思いますが？いかがですか？ (案) 「森泉陽中学校」 小学校「森カワセミ小学校」等
三倉町内会長会	2)会議の中でしきりとスクールバスの話が出てましたが経費面で中々難しい問題と思いました。 そこで参考になるかどうか分かりませんが他の過疎地では地元の「デイサービス」や福祉の送迎バスに便乗ないしは新しい便を出して貰い生徒を送っているところもあるみたいです。(経費等の検討必要) 地元としても全て町の予算に頼るのではなく地区送迎ファンド(町内会協力)を立ち上げそのお金を充当して不足分を町にお願いするといったこともどうか？と思います。 PSこの統合は間違いなく良い方向に向かうと思います。宜しくお願い致します。

令和元年 7 月 19 日

森町教育委員会

学校教育課 課長 塩澤由記弥 様

泉陽中学校・森中学校統合準備会
三倉小学校選出委員

意見書

先日準備会の中で依頼のありました件につきまして泉陽中学校・森中学校統合準備会委員として以下の内容について要望、意見として提出いたしますのでご検討の程よろしくお願いいたします。

- 1 スクールバス等通学支援の導入について
- 2 災害時の帰宅方法について
- 3 災害時優先電話の配備について
- 4 支援学級の在り方について

(1) スクールバス又は同等の支援策を求める。

統合により通学距離が延びる。それに伴って秋葉バスサービス（以下秋葉バスと称す）を利用した通学方法を推奨しているが、三倉地区はバス停から自宅までの距離が非常に遠く秋葉バスだけでは通学に支障をきたす。またバス停から自宅までの道は起伏が激しく、体力の着いてきている中学生の体力でも自力での通学は非常に過酷なものである。それに加え、一つのバス停で下車する生徒は1人ないし2人程度で防犯面でも大きな課題があるものである。秋葉バスは公共交通機関であります、逆を返せば不特定多数の利用できる交通機関でもあることは事実です。全国各地で起こる事件、事故は不特定多数者が利用できる環境で起きている。それを考えれば秋葉バスによる生徒だけの通学では生徒の安全を担保できないのは誰でも容易に想像できる範囲内である。

準備会1回目、2回目の資料説明等見ましたが、町当局の「秋葉バスを利用した通学方法」の説明では上記の課題を解消できません。そのためスクールバスもしくはスクールバス同等の通学支援が三倉地区では必要でありますので前向きな検討をお願いしたい。

また大河内方面の通学方法については、現在の町自主運行バスの利用を推奨しているが、先日実際有った事例では「大雨により自宅待機となり10時頃に解除となり通学の指示が学校側から出た。しかし自主運行バスは安全面を考慮し終日運休決定、児童生徒は自家用車での通学を強いられた。一部の児童は保護者が仕事のため通学手段が無く休校せざるを得ない状況となる。」以上のように運航形態が不安定のため通学手段としては不安が残るものである。

(2) 災害時の生徒の引き渡しについて、空輸による生徒の搬送。

近年全国各地で異常気象に伴う自然災害が発生している。森町も例外ではなく昨年度は台風被害による大規模な停電に見舞われた。また南海トラフ巨大地震の想定域内でもあります。平成30年には森町全体のハザードマップも作成され、三倉地区も各諸所で危険区域が設定されている。

広範囲な災害では想定もされていない事態が起こり、生徒の帰宅が通常の方法では困難になる。特に徒歩以外での通学方法では帰宅できず、帰宅困難者となってしまう。特に子供は災害時の災害弱者でもあることから、生徒の安全を確保するための対策を確立する必要がある。

1つ案として提案させて頂くと、空輸による三倉地区までの搬送である。陸路は地形的にみても困難また危険であり、陸路を使用した帰宅方法は除外すべきである。そのためには多くの選択肢が考えられるが、自衛隊ヘリによる方法が良いのではないかと考えられる。当然、災害発生後の要請では直ぐに対応してくれるかは不明であるが、事前の協定締結等により迅速な対応が可能であると考えられる。生徒の早い帰宅はその後のメンタルケアに大きく関わっており、東日本大震災でも帰宅困難となったことがその後のメンタルケアに大きく関係しPTSD等を招いたとの話も有る。

(3) 非常事態時の通信手段の確保

大規模災害時は通信手段が途絶えてしまう。特に三倉地区は山間地であり、情報の伝達は、電話での方法に頼らざるを得ない状況である。しかし災害時電話による通信方法は安定した確保が困難になる。固定電話では電話線の断線、交換施設の停電不具合等により通信出来なくなる事が想定される。また普及している携帯電話も同様である。携帯電話は多く普及しているが故、災害時対応にも使用される。そのため災害時に通信制限が実施され一般の使用は出来なくなる。そこで提案するのが、災害時優先電話の配布である。どこの通信会社でも恐らく災害優先回線の登録が可能であると思われる。生徒の代表者、地区の代表者等数件にそのような電話を配布し災害時や非常時でも確実に学校又は教育委員会との通信手段が確保出来る。

また通学範囲が広範囲になるため、バス、自転車いずれの通学方法にしても大人の目が届かない時間が多くなる。通学途上での通信手段の確保の意味でも何かしらの配備が必要である。

4 森中学校の支援学級について

森中学校にも支援学級があるときいている。前回の準備会の説明で校訓やグランドデザイン等示されていたが、支援学級に通う生徒について内容がどの様なものかはっきりされていない。現在は通学生徒がいないかもしれないが、インクルーシブ教育等基準が設けられていると思うのでもう少し配慮した内容にすべきではないか。また1の内容にも関わってくると思うが、通学方法についても支援の必要な生徒にも配慮した方法を確立すべきであると考ええる。